

教務規程（抄）（令和４年度入学生～）

第３章 学期

（学期の期間及び名称）

第４条 学期は２学期制とし、４月１日から９月３０日までを前期、１０月１日から翌年３月３１日までを後期とする。

第４章 履修

（履修）

第５条 履修とは各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動について、その授業に出席し、学習することをいう。

２ 年間３０単位、３年間通算で９０単位履修する。

３ ３年間で修得単位が卒業認定に達せず、その年次を越えて在学する場合は、卒業認定に必要な教科・科目を履修することができる。

（履修の認定）

第６条 各教科・科目及び総合的な探求の時間は、第９条の８０％以上の出席のとき履修を認定する。

２ 特別活動は実施時数の８０％以上の出席で履修を認定する。

３ 履修の認定は成績会議の審議を経て決定する。

（履修の追認定）

第７条 第６条の条件に満たないとき、次の場合は成績会議で審議し、時間補充を認める決定をすることができる。

（１）通院、入院、療養等によるもの。

（２）不登校。

（３）その他校長が特別な事情があると認めた場合。

２ その履修の認定は、時数補充後に追認会議の審議を経て決定する。

第５章 修得

（単位修得の認定）

第１１条 単位修得の認定は、履修が認定された時、次のとおりとする。

（１）学期末、年度末評定が５段階評定により「２」以上の成績を得たとき。

（２）総合的な探求の時間の修得は、その成果が定められた目標に照らし満足できると認められるとき。

２ 単位修得の認定は、成績会議の審議を経て決定する。

（単位修得の追認定）

第１２条 単位修得の追認定については、次のとおりとする。

（１）評定「１」の生徒に対しては、補習を行う。

- (2) 総合的な探求の時間の成果の追認については、目標に照らし適切な方法をもって行う。
- 2 その単位修得の認定は、補習後に追認会議の審議を経て決定する。

第8章 卒業の認定

(卒業の認定)

第19条 卒業の認定は、次の条件がすべて満たされている場合に行う。

- (1) 本校の在籍期間が3年以上であること。ただし、転入学又は編入学あるいは再入学した生徒については、前在籍校の在籍期間を加算することができる。
- (2) 高等学校学習指導要領において定める必修科目及び総合的な探求の時間の時間の履修がすべて認定されていること。ただし、転入学又は編入学あるいは再入学した生徒については、前在籍校における履修・修得状況をもとに適宜科目名を読み替えることができる。
- (3) 修得が認められた科目及び総合的な探求の時間の単位数の合計が、74単位以上であること。ただし、第16条第(1)～(4)号により認定した単位数は36単位まで、第16条第(5)号による認定単位数は全てをその中に加えることができる。また第57条により認定した単位数は30単位までその中に加えることができる。
- (4) 特別活動の成果がその目標から見て満足できると認められるもの。

(卒業を認定されなかった者の取扱い)

第20条 3年次以降で卒業を認められなかった生徒は、次の年度において本校に在籍し卒業に必要な科目及び総合的な探求の時間の履修又は修得をすることができる。

- 2 その生徒は、4年次以降のホームルールを別に設置し、そこに所属する。

第9章 評価・評定

(評価・評定の時期・期間)

第23条 年4回、次の時期に該当する期間（以下、評価の対象となる期間）の終了時に評価を行い、年度末に評定を行う。

- (1) 前期中間（年度初め～6月頃）
- (2) 前期期末（前期中間終了～9月頃）
- (3) 後期中間（前期期末終了～11月頃）
- (4) 後期期末（後期中間終了～2月頃 ※3年次は1月頃）

(評価・評定の基準)

第24条 学習成績の評価・評定は、5段階により行う。

- 2 評価・評定の基準は次のとおりとする。

達成度	評価・評定
十分満足できるもののうち、特に程度が高い	5
十分満足できる	4

おおむね満足できる	3
努力を要する	2
努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い	1

(評価の方法)

第 25 条 単元や題材など内容や時間のまとまりごとに観点それぞれの実現状況を把握し
観点ごとの評価「A、B、C」を算出する。

2 観点は次のとおりとする。

- (1) 知識・技能
- (2) 思考・判断・表現
- (3) 主体的に学習に取り組む態度

3 評価の対象となる期間の観点ごとの評価「A、B、C」の結果を用いて平均値を
計算し、次の換算表を用いて評価を算出する。評価の対象となる期間の区切りと単
元や題材など内容や時間のまとまりの区切りが合わない場合は、途中になってしまう
単元や題材など内容や時間のまとまりを次の評価の対象となる期間に反映する。

※A = 3、B = 2、C = 1 とする。

平均値	観点ごとの評価
2.5 以上	A
1.5 以上	B
1.5 未満	C

4 前項の結果から次の換算表を用いて評価を算出する。

※A = 3、B = 2、C = 1 とする。

3 観点の合計	評価・評定の具体例	評価・評定
9	A A A	5
8、7	A A B、A B B、A A C	4
6、5	B B B、A B C、B B C、A C C	3
4	C C B	2
3	C C C	1

第 10 章 出欠席の取扱い

(教科での出席停止・忌引の扱い)

第 29 条 次の場合は、出席すべき時数から除く。また、実授業時数が標準時数を越える
場合は、実授業時数から除くものとする。

- (1) 学校保健法関係条文によるもの。
- (2) 忌引：父母 7 日、兄弟姉妹・祖父母 3 日、その他の親族 1 日（ただし、旅行日
は別に認める）。
- (3) 法要：2 親等までに限り 1 日。

(4) 災害等、校長が特に認めたもの。

(5) 懲戒等による停学、家庭謹慎。

(出席停止・忌引のホームルームでの扱い)

第30条 第29条・第(1)～(5)号は出席すべき日数から除く。

(出席)

第31条 1単位時間の5分の3以上をもって出席とする。

(公欠)

第32条 次の各項により授業やホームルームを欠席・遅刻・早退する場合は「公欠」とし、出席と同等の扱いとする。

(1) 公的と認められる活動や校外行事等に参加するとき。

(2) 進学や就職の受験のとき。

(3) 転校のため、受験・旅行などに要した日。

(4) 交通機関の事故等があったとき。

(5) その他、校長が特に認めたとき。